

2 級地	3,930 円 ただし、手当支給対象者が20歳未満である場合は、3,530 円とする。
3 級地	3,530 円

- 第10条第1項中「毎月5日」を「毎月7日」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 県内に所在する公共職業安定所の長から公共職業訓練の受講の指示をされた者が、県外に所在する職業能力開発施設において公共職業訓練を受ける場合（県内に所在する公共職業安定所の長が職業訓練の受講の指示をした後、当該指示をされた者が当該職業能力開発施設の所在する都道府県に異動した場合を含む。）は、熊本県が訓練手当を支給する。
- 別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第9条関係）

訓練手当支給資格認定申請書																	
熊本県知事 様													年 月 日				
(フリガナ) 申請者氏名													印				
訓練手当の支給を受けたいので、熊本県訓練手当支給要項第9条の規定により次のとおり申請します。																	
① 申請する手当の種類		基本手当		技能習得手当				寄宿手当									
				受講手当				通所手当									
② 申請者に関する事項	(1) 生年月日 性 別	昭和 年 月 日生(満 歳) 男・女															
	(2) 住所又は居所	入校前 〒			電話番号 ()												
		入校後 〒			電話番号 ()												
③ 通所に 関する事 項	(1) 届出理由	新規・住所又は居所の変更・通所経路の変更・通所方法の変更・運賃等の変更															
	(2) 上記事実の発生年月日	年 月 日															
	経路 (3) 通所方法の別	(4) 区 間	(5) 距 離 (概算)	(6) 所要時間 (概算)	(7) 乗車券の 種類	(8) 左欄の乗車 券等の額	(9) 備 考										
	1	住居から (經由) まで	キロメートル	時間 分		円											
	2	から まで															
	3	から まで															
	4	から まで															
	自動車等使用の場合 (イ) 通所不便の者 (ロ) (イ)以外の者		計														
			※通所手当の額		円												
	寄宿開始年月日		年 月 日														
④ 寄宿に 関する事 項(寄宿 手当支給 対象者の み記入し てくださ い。)	寄宿前の住所又は居所		() 方														
	氏 名	申請者との 続柄	年 齢	職 業	同居・別 居の別	扶養・非 扶養の別	別居している者の住所(又は居所)										
			歳	有・無	同・別	扶・非											
			歳	有・無	同・別	扶・非											
			歳	有・無	同・別	扶・非											
			歳	有・無	同・別	扶・非											
⑤ 職業訓 練受講指 示書に 関する事 項	(1) 訓練の別	公 共 職 業 訓 練															
	(2) 訓練期間	年 月 日から 年 月 日まで			(3) 訓練科												
	(4) 訓練受講 指示の根拠	雇 用 対 策 法 施 行 規 則												その他			
	第 2 条 第 2 項																
	1号	3号	4号	4号 の2	5号	6号	7号	7号 の2	8号	8号 の2	8号 の3	10号	11号	12号	第3項	附則第2 条第1項	
	示書に 関する事項																
	(5) 雇用保険基本手当等支給資格の有無	有・無															
	(6) 種類	イ 雇用保険基本手 当及び傷病手当		ロ 船員失業保 険金		ハ 国家公務員 等退職手当		ニ 生活保護		ホ イ～ニに相当する地方公 共団体が支給する給付金							
	金 額																
	期 間																
(7) 添付書類	受講指示書写		手帳等の写		通所届		入寮許可書等		雇用保険、生活保護等								
本書の記載事項に誤りのないことを確認します。																	
年 月 日 (施設名称、所在地)																	
職業訓練施設の長 印																	

○裏面の注意をよく読んで記入してください。※印欄は、出身都道府県で記入します。

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日前に受けた職業訓練に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

公 告

熊本県公告第283号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第9条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の公表について、次のとおり平成15年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書及び添付書類を公衆の縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日までの日のそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。
- 2 縦覧を行う場所
熊本県環境生活部廃棄物対策課
郵便番号 862 - 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096 - 383 - 1111 内線 7367、7368
- 3 その他
縦覧した者は、氏名及び住所を名簿に記入することとする。

熊本県公告第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
阿蘇都市計画下水道 阿蘇公共下水道
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
下益城郡小川町大字江頭字八ノ坪 273 番 1
4,412.98 平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名
熊本市平成三丁目5番6号
有限会社平野設計室

熊本県公告第286号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定により、同法第34条に規定する業務を行う者として次のとおり指定した。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名称 社団法人熊本県障害者雇用促進協会
住所 熊本市国府一丁目20番1号

熊本県公告第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営須恵・深田地区土地改良事業（農業用道路、区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てら

りたい。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営須恵・深田地区土地改良事業（農業用道路、区画整理）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年4月1日から平成16年4月28日まで
- 3 縦覧場所
あさぎり町役場

熊本県公告第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営宝川内地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宝川内地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年4月1日から平成16年4月28日まで
- 3 縦覧場所
水俣市役所

熊本県公告第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営教良木地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営教良木地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年4月1日から平成16年4月28日まで
- 3 縦覧場所
松島町役場
倉岳町役場

熊本県公告第290号

熊本市立野原地区土地改良事業共同施行者野口正則外6名から数人が共同して行う土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成16年3月22日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し出られたい。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成16年4月1日から平成16年4月28日まで
- 2 縦覧場所
熊本市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 規約
(2) 立野原地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し

熊本県公告第291号

球磨郡錦町錦町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	尾 方 幸 治	球磨郡錦町大字西 814 番地
"	丁 村 良 一	球磨郡錦町大字西 3153 番地
"	平 田 重 行	球磨郡錦町大字西 2788 番地 1
"	松 崎 雄 一	球磨郡錦町大字一武 756 番地 4
"	川 村 司	球磨郡錦町大字木上南 1024 番地
"	土 肥 俊 一	球磨郡錦町大字木上南 1261 番地
"	植 木 健 一	球磨郡錦町大字木上西 1838 番地
"	蓑 田 喜徳郎	球磨郡錦町大字木上東 704 番地
"	古 賀 征 幸	球磨郡錦町大字木上東 934 番地
"	檉 山 保	球磨郡あさぎり町深田西 722 番地
"	嶋 村 健 城	球磨郡錦町大字一武 485 番地
"	久 留 敬 志	球磨郡錦町大字一武 594 番地 6
"	浜 川 栄 喜	球磨郡錦町大字一武 843 番地
"	早 田 福 徳	球磨郡錦町大字一武 267 番地
"	林 田 益 義	球磨郡錦町大字一武 3346 番地 1
"	桑 原 繁 典	球磨郡錦町大字一武 4018 番地
"	萩 原 哲	球磨郡錦町大字一武 3839 番地 2
"	佐無田 森	球磨郡錦町大字一武 3879 番地
監事	中 村 哲 郎	球磨郡錦町大字木上南 913 番地
"	桑 原 勝 幸	球磨郡あさぎり町深田東 2386 番地
"	早田 良一郎	球磨郡錦町大字一武 843 番地 2
就任		
理事	尾 方 幸 治	球磨郡錦町大字西 814 番地
"	丁 村 良 一	球磨郡錦町大字西 3153 番地
"	平 田 重 行	球磨郡錦町大字西 2788 番地 1
"	松 崎 雄 一	球磨郡錦町大字一武 756 番地 4
"	川 村 司	球磨郡錦町大字木上南 1024 番地
"	植 木 健 一	球磨郡錦町大字木上西 1838 番地
"	蓑 田 喜徳郎	球磨郡錦町大字木上東 704 番地
"	古 賀 征 幸	球磨郡錦町大字木上東 934 番地
"	檉 山 保	球磨郡あさぎり町深田西 722 番地
"	土 肥 静 幸	球磨郡錦町大字木上南 1198 番地 7
"	宮 崎 伸 幸	球磨郡錦町大字一武 864 番地
"	大 澤 清 弘	球磨郡錦町大字一武 541 番地 2
"	浜 川 栄 喜	球磨郡錦町大字一武 843 番地
"	林 田 益 義	球磨郡錦町大字一武 3346 番地 1
"	桑 原 繁 典	球磨郡錦町大字一武 4018 番地
"	佐無田 森	球磨郡錦町大字一武 3879 番地
"	尾 里 秀 俊	球磨郡錦町大字一武 3424 番地
"	園 田 耕 輔	球磨郡錦町大字西 997 番地 6
監事	中 村 哲 郎	球磨郡錦町大字木上南 913 番地
"	桑 原 勝 幸	球磨郡あさぎり町深田東 2386 番地
"	早田 良一郎	球磨郡錦町大字一武 843 番地 2

熊本県公告第 292 号

宇土市網津土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。